

台風15号により発生した災害廃棄物の仮置場設置について

今回の台風15号により発生した災害廃棄物につきまして、稲敷市は家庭から発生した災害廃棄物を受け入れる仮置場を設置いたします。廃棄物を持ち込む際は、罹(被)災証明書を持参していただき、分別したうえで、係員の指定する場所へ置いてください。

お手数ですが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○受入場所：あずま生涯学習センター 東側駐車場
(稲敷市佐原組新田1596番地)

○受入期間：令和元年9月12日(木)～令和元年9月30日(月)
※日曜・祝日は行いません

○受入時間：午前9時～午後4時
(午前11時30分～午後1時は受入休止)
※9月12日のみ午後2時～午後4時

○受入品目：瓦・トタン・廃材・コンクリートブロックのみ
※持ち込める廃棄物は今回の台風15号の被害により家庭から発生したものに限ります。
※江戸崎地方衛生土木組合(稲敷市高田424番地)で処理可能な品目については、江戸崎地方衛生土木組合へお持ち込みください。

○お問合せ：稲敷市役所 環境課 廃棄物対策室
☎029-892-2000

<災害廃棄物の受入の際は罹(被)災証明書の提示が必要となります。>

【罹(被)災証明書発行】

申請場所：稲敷市役所本庁舎・東支所及び各地区センター

必要なもの：被害の程度がわかる写真、認印

お問合せ：稲敷市役所 危機管理課

☎029-892-2000